

## ● 農地法第2条の農地でない旨の証明願 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第2条の農地でない旨の証明願	1	書類印はすべて実印 * 委任状が実印の場合は押印不要

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3カ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください。 ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
現況写真	1	二方向以上から撮影。撮影日と申請地を明記。
当時の事情に詳しい付近住人と、 地元農業委員の証明	1	
印鑑証明書	1	写し可

### 注意事項

行政書士の申請 : 委任状が必要。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)

Tel: 0739-34-2370(直通)

## ● 農地法第3条申請 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第3条の規定による許可申請書	1	書類印はすべて実印 * 委任状が実印の場合は押印不要

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
営農計画書	1	譲受人が新規で営農を開始する場合
印鑑証明書	1	写し可 申請者双方(譲渡人、譲受人各1部)

### 注意事項

行政書士の申請                   :       委任状が必要。

提出期日   :   毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)  
TEL:0739-34-2370(直通)

● 4条・5条 営農型太陽光発電設備関係 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第4条・5条の規定による許可申請 (別紙)事由の詳細書を添付	1	書類印はすべて実印 * 委任状が実印の場合は押印不要
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。 隣接農地所有者の印は認印で構いません。
農地転用についての申出書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください。 ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
転用事業に係る工事見積書	1	建築費用(土地造成費用を含む)
資金証明書	1	「融資見込証明書」「融資(借入申込)証明書」「融資 予定証明書」「住宅ローン事前審査結果のお知らせ」 「内諾書」「残高証明書」等
印鑑証明書	1	写し可

添付書類(営農型太陽光発電)	提出部数	備考
営農型発電設備の下部の農地における 営農計画書、及び当該農地における営 農への影響の見込み書	1	
太陽光発電設備等の概要について記した 図面等	1	①平面図(申請する農地全体の位置及び面積、内(下 部の農地の位置及び面積、支柱等農地の表面を占 有するものの間隔、位置が確認できるもの)(排水に ついては明記すること) ②断面図(機器の高さ(機器の最高高、農地の上部 空間に設置する機器の下面から農地までの高さ)が 確認できるもの。) ③その他図面(基礎の固定方法・形状)、パネルの設 置角度及び枚数) ④空中または地下に配線等を行う場合は、その位置 及び高さ又は深さが確認できる図面 ⑤パネルの仕様(メーカー名、品番、寸法、出力)が分 かる資料(カタログ等)

設備下部の農地における営農への影響見込みの根拠となる関連データ	1	
農地法第3条許可申請書等	1	施設設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合

### 注意事項（許可を受けた後の報告等の手続きについて）

\* 転用事業者（発電設備設置者）は、農地法に基づく転用許可を受けた後、許可条件等に基づき、次のとおり報告等を行う義務があります。

① 工事進捗（完了）報告書を農業委員会へ提出

② 下部の農地における「毎年」の農作物の状況報告

・転用事業者は、毎年2月末までに、下部の農地で生産した農作物の状況にかかる報告書（営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告）を取りまとめ、必要な知見を有する者から内容が適切であるか確認を受けた上で、農業委員会に提出しなければならない。

③ 一時転用期間の期間満了後における再度の許可申請について

・一時転用許可の期間満了後に再度の許可を受けたい場合、転用事業者は許可の期間満了日前に下部の農地における営農計画書等を農業委員会に提出しなければならない。

## ● 農地法第4条申請 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第4条の規定による許可申請書 (別紙)事由の詳細書を添付	1	書類印はすべて実印 * 委任状が実印の場合は押印不要
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。 隣接農地所有者の印は認印で構いません。
農地転用についての申出書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください。 ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
平面図及び縦横断面図	1	境界、水路、埋立高等を明示してください。
建物の配置図、立面図、間取図	1	敷地内の雨水及び浄化槽などの排水計画を明示してください(資材置場の場合は、資材等の種類・規格・数量及びその必要面積)
転用事業に係る工事見積書	1	建築費用(土地造成費用を含む)
資金証明書	1	「融資見込証明書」「融資(借入申込)証明書」「融資 予定証明書」「住宅ローン事前審査結果のお知らせ」 「内諾書」「残高証明書」等
印鑑証明書	1	写し可

### 注意事項

- ① 現況がすでに転用されている場合は、始末書を添付してください。
- ② **該当農地が農業振興地域農用地区域から除外されているか確認してください。**
- ③ 行政書士による申請の場合は委任状を添付してください。
- ④ その他参考となる書類等
- ⑤ 法人の場合、法人登記事項証明書(原本)と定款(写し)が必要です。

提出期日：毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)

TEL: 0739-34-2370(直通)

## ● 農地法第5条申請 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第5条の規定による許可申請書 (別紙)事由の詳細書を添付	1	書類印はすべて実印 * 委任状が実印の場合は押印不要
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。 隣接農地所有者の印は認印で構いません。
農地転用についての申出書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
平面図及び縦横断面図	1	境界、水路、埋立高等を明示してください。
建物の配置図、立面図、間取図	1	敷地内の雨水及び浄化槽などの排水計画を明示してください (資材置場の場合は、資材等の種類・規格・数量及びその必要面積)
転用事業に係る工事見積書	1	建築費用(土地造成費用を含む)
売買(貸借)契約書(案)の写し	1	土地取得費用が確認できる書類
資金証明書	1	「融資見込証明書」「融資(借入申込)証明書」「融資予定証明書」「住宅ローン事前審査結果のお知らせ」「内諾書」「残高証明書」等
印鑑証明書	1	写し可 申請者双方(譲渡人、譲受人各1部)

### 注意事項

- ① 現況がすでに転用されている場合は、始末書を添付してください。
- ② **該当農地が農業振興地域農用地区域から除外されているか確認してください。**
- ③ 行政書士による申請の場合は委任状を添付してください。
- ④ その他参考となる書類等
- ⑤ 申請者が法人の場合、以下のいずれかを提出してください。
  - ・法人の登記事項証明書(発効後3ヵ月以内のもの)
  - ・定款の写し(法人の代表者の原本証明(記名押印・日付)必要)
  - ・寄付行為の写し(法人の代表者の原本証明(記名押印・日付)必要)

提出期日：毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)  
Tel: 0739-34-2370(直通)

## ● 農地転用(農業用施設)届出 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地転用(農業用施設)届出書	1	書類印はすべて実印 * 委任状が実印の場合は押印不要
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。 隣接農地所有者の印は認印で構いません。
水利組合等同意書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
平面図(建物等の配置)及び 縦横断面図	1	境界、水路、埋立高等を明示してください。 (土地・建物)
印鑑証明書	1	写し可

### 注意事項

- ① 現況がすでに形状変更されている場合は、始末書を添付してください。
- ② 行政書士による申請の場合は委任状を添付してください。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)  
Tel: 0739-34-2370(直通)

## ● 農地改良届出 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地改良届出書	1	書類印はすべて実印 * 委任状が実印の場合は押印不要
同意書	1	隣接農地所有者等に署名と印をもらってください。 隣接農地所有者の印は認印で構いません。
農地等整備工事に関する誓約書の写し	1	管轄の水利組合長等に渡してください。
水利組合等同意書	1	管轄の水利組合長等に署名と印をもらってください。
誓約書(農業委員会会長宛)	1	

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3カ月以内
公図(付近地番図) ※法務局で取得できます。	1	写し可・最新のもの 隣接地に次の①～④を明記してください ①地番 ②地目 ③地積 ④所有者
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
平面図及び縦横断面図	1	境界、水路、埋立高等を明示してください。
印鑑証明書	1	写し可

### 注意事項

- ① 現況がすでに形状変更されている場合は、始末書を添付してください。
- ② 行政書士による申請の場合は委任状を添付してください。

提出期日 : 毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)  
TEL: 0739-34-2370(直通)

● 農地法第18条第6項通知 提出書類 ●

提出書類	提出部数	備考
農地法第18条第6項通知書	1	書類印はすべて実印 * 委任状が実印の場合は押印不要
合意解約書の写し	1	写し・解約により農地等を賃貸人に引き渡すこととなる日前6ヵ月以内に成立した合意でその旨が書面によって明らかでない場合

添付書類	提出部数	備考
土地登記簿謄本 (全部事項証明書) ※法務局で取得できます。	1	原本・提出日の3ヵ月以内
付近見取図(位置図)	1	申請地を明示してください。
戸籍の附票	1	現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合 原本・提出日の3ヵ月以内
相続関係説明図	1	説明に伴う戸籍・除籍等
印鑑証明書	1	写し可(申請者双方)

**注意事項**

- ① 本人署名：基本的に本人の自署で住所、氏名を記入。  
但し、行政書士の申請についてはこの限りではない。
- ② 行政書士の申請：委任状が必要。

提出期日：毎月25日が締切日です。

(都合により、変更する場合がございます。また、11月・12月・2月等、締切日が大幅に繰り上がることもありますので、ホームページ等でご確認ください。)

**※ 書類不備の場合は翌月となりますので、お早めにご提出ください。**

上富田町農業委員会事務局 (上富田町役場 振興課内)

TEL:0739-34-2370(直通)